

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□、委員は○、事務担当者は△で表示する。

1 委員意見に基づく裁判所の取組状況等の報告

□ 前回テーマにおける裁判所の取組状況の説明について、御質問等がございますか。

○ 前回委員会以降、具体的にいろいろと取り組まれている上での意見ですが、例えば紹介するための卒業生の活用にしても、依頼を受けるだけではなく、募集する場を設けて声をかけてもらうことはできないか、また、行事参加後のフォローアップに Instagram や LINE、YouTube 等のツールの利用ができないか、そういうことも工夫に取り入れて、家庭裁判所調査官の広報をさらにブラッシュアップしていただきたいです。

2 テーマ「地域共生社会の実現に向けた成年後見制度利用の案内について」の説明

□ 説明内容に関しまして、御意見、質問等ございますか。

○ 地域社会との連携ということで、地域自立支援事業と結びつくかというところですが、御年配の方の子どもさん達は、紙ではなくウェブで紐づくように、どこかでヒットするように、何か手続をする時に、「御両親や御年配の方はいませんか、大丈夫ですか。」と尋ねること、そして、御年配の方はまだアナログが続いているので、「こういうことがあったらこういう相談してくださいね。」ということが掲示板であるといいです。地域の小学校、公園等の掲示物を見ても現状古びています。御年配の方にはそれが頼りなので、何かの手続の時に紐づけで「この制度がある。」「地域の支援を訪ねてください。」というのが分かればいいと思います。

私の住んでいる地域では、民生委員、町会長、子供会会長など、今まで自営業

の長く住んでいる方に頼っていました。この方々が高齢化してリタイアしてきています。町会も、子供会も入りませんという方が増えて、社会が変わってきています。ボランティアや支援の活動をしてくれる人が減ってきているのが現状です。

□ どういう形で、地域連携ネットワークを組み入れて、またそれをどのように周知していくかという広報のお話ですね。

△ 後見制度を具体的にイメージしていただける方々の広がりや、まだ満足のいく程度に至っているとは言えませんので、各地元、裁判所の外側の福祉行政機関などでも広報活動、周知徹底ということや、ますます拡充しようという方向性で動いているはずですね。

□ 手続案内の部分でどういうことができるのか、また先ほどのような困難事例についてどのような方策があるのかという辺りについても御意見がありましたら賜りたいと思います。

○ 多くの方が具体的な課題をもって、まず来られるのだらうと思います。事例の方の場合だと、口座を止められるという心配、頭の中がそれでいっぱい、とにかくそれを何とかするめどが立たないと、地域での支援等の御案内をしても、それを聞く余裕、考える余裕も生まれないのかと思います。そして、相談者とすれば、受け止めてもらえなかったという不満が高まってしまいます。口座を止められるという心配に対して、ある程度めどが立つ方法、本当に成年後見制度しかないのか、他にどういう方法があるのかをまずある程度利用者にお話しできたら、少し余裕ができて、必要な支援につなげていくという段階に進むのではないかという感想を持ちました。

△ 委員の御指摘のとおりで、この事案は金融機関の取引が止まってしまうということや何とかしたいという喫緊の問題意識を利用者の方が持っておられる、そういう事案ですが、金融機関によって対応は様々ですが、契約当事者の判断能力の状態によっては、財産保護や防犯を目的として、銀行口座の利用を積極的に止めてしまうケースがあります。全国銀行協会が判断能力の低下した顧客との取引に

関する考え方を公表していきまして、いわゆる無権代理人（口座名義人ではない人）との取引については、成年後見制度の利用を求めることが原則であると教示するケースが多いようです。極めて限定的な対応としながらも、親族による無権代理取引が可能となる場合があるという考えが示されていますが、これは各銀行への強制力があるわけではなく、結局は各銀行の判断となっています。後見制度は、本人の人権制約と紙一重で、本人の財産的な活動を基本的にはストップしてしまう、後見人しか重要な財産管理ができないような状況になってしまいますので、司法機関としてはそのリスクを十分に判断した上で、成年後見制度の手続案内をしなければならないということになります。ですから、場合によっては丁寧に説明して、本人の状況次第で、日自（日常生活自立支援事業）やその他いろいろなメニューがありうるということを説明させていただくことが必要だと思っております。今回の事例の窓口の対応についても、いろいろな説明の仕方をもっと工夫すべきところがあるように思います。

□ 日自は、行為能力、判断能力が低下しているが失っていないという方を対象にサポートしていくという仕組みですが、裁判所としてそこにつなぐとしても、本人の状態がどの程度かということにもよりますし、先ほど説明があったように成年後見は、本人の財産管理を否定するような要素もありますのでその辺りをどう考えるかということです。他方で、金融機関は非常なリスクを負うわけで、民事訴訟で後に意思能力が無いと争われるケースもございます。そのような様々な錯綜する状況の中で、裁判所として手続案内をどのように工夫したらよいかという課題が出てくるわけですが、その観点で皆様からさらに掘り下げた御意見がいただければと思います。

○ 問題事例のケースのみで申しますと、この奥様は自分のことだけを考えていたとすれば、例えば、口座を止められる前に、下ろしてしまうという選択肢もあったと思いますが、それを考えずに何か制度を使おうという意志を感じるという面においては、御主人、御本人にどうデメリットがあるのかということをきちんと

説明をした上でするというのが一番大事だと思います。認知症を疑われる御本人にはどうなのか、自分が認知症になった時にどういう形で権利が制限されるのかということ、丁寧に説明していく、こういう方が想像しやすい形の説明ができれば納得感が得られるのではないかと思います。

- 委員の御指摘のとおりだと思います。私たちは、つい専門家目線で物事を見てしまいがちですが、ますます研鑽を積んで、利用者の方々の「ここが知りたかった。」「ここが気になっていた。」というツボのところにぴったり照準のはまった説明の仕方を皆で考えていかなければならないと思わせていただきました。
- 地域共生社会の実現に向けた手続案内ということですが、問題事例のような形で来られた時に、様々なことをどれだけ丁寧に説明しても、受け付けられないという感じで帰って行かれるというのが見えます。資料の中に「ここに行ったらいいですよ。」という一覧表があっても、多分行かれないと思います。せっかく家裁までたどり着いた方がさらにサービスにつながることなく、いったん切れてしまうのでは、ということが危惧されます。

今回の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を拝見すると、地域共生社会の中で、できるだけ自立をして御本人が権利擁護支援につながる、つまり成年後見制度はツールのひとつだという考え方だと思います。そうすると家裁に来られた方が、成年後見を利用するだけでなく、いろいろな様々な方法があるということ、どこまで家裁で説明できるのかということだと思います。それは、それぞれの相談センターなり社会福祉協議会の中核機関なりで、どういうサービスが実際になされているのか、ということを知らないと説明できないと思います。

大阪家裁はシンポジウムに出させていただいたり、あるいは弁護士会、司法書士会、社会福祉協議会との協議会に出させていただいたり、情報共有をかなり積極的にしていただいている方だと思いますが、そこで得られる情報で果たして十分な説明が可能なのか。司法機関という以上に福祉機関の一部のようなサービスをひょっとして求められているのではないかと思います。そこまで家裁で対応が可能

なのかということなのだと思います。もし、それをするならば、情報を集めた上で、実質的な紹介ができるところまでやることを求められていると思いますし、それが難しいということであれば、例えば社会福祉協議会の方に月1回くらい窓口に来てもらって一緒に相談を聞くとか、これがシステムの的に可能なのか、対応としてどうなのか御検討いただきたいのですけれど、実際そこで聞いてもらう、直接そこで繋げることができないとか、現役の方が難しければOBの方に一時的な嘱託のような形で来ていただいて相談に携わってもらうとか、家裁だけでマンパワー的に難しいのであれば、そういうことも含めて検討いただくことも必要なのではないかと思います。

- 私どもの悩みの本質を突いた御意見だと思いますとともに、結論ではなく、思考プロセスとしてですが、難しい面があるのではないかと思います。今の第二期計画で目指すところはサービスの拡充ということで、同じ一つの共通したものの均一的なサービスの提供をめざしているのですが、現状としては、地域差、各自治体、各地域によるサービスのばらつきが存在していることも確かでしょうし、裁判所はその詳細を把握する立場にありません。第二期計画では、個別の支援は福祉行政で、裁判所は運用・監督という位置付けがされておりますので、運用・監督機能を担っている裁判所が、公的機関として手続案内の中でどこまで話せるのかという根源的な問題だと思いますが、他の委員の方々いかがでしょうか。
- 「知りたい」というニーズに答えるということで私達メディアの人間が日々悩んでいることとある意味共通すると思って伺いました。日々情報を発信する立場から思うのは、制度の説明はなかなか響かないです。我々の旧来型の伝え方は、「成年後見制度はこういう制度です。」「日自はこういう制度です。」と制度を説明していたのですが、今のデジタル、ウェブの情報発信では、なかなか読まれないです。どういうものがウェブだと読まれるかということ、「あなたがこの立場だったら、あなたはここに行けます。」「こんなことが利用できます。」やはり、あなた主語、私主語でなければ読まれないです。これは、情報の伝え方の本質だと

思います。制度を理解してもらうのはすごく大事だと思いますけれど、窓口に来られる方はそれぞれ困難、すごく大きな不安を抱えておられる。この不安を解消するためには、「あなたはこうしてください。」「ここにありますよ。」と、あなた目線で語らないとなかなか情報が響かないと思います。その過程の中で「あなたが見えるこのメニューがあります。このメニューはこういう制度なのですよ。」と情報を伝える主従関係、優先順位をある意味逆転させることも必要かと思います。福祉的な情報の伝え方ということになってくるかも知れないです。そんな印象を持ちました。

- 一言でいうと、Q&Aかと思っています。大切な制度なので、Q&Aで出すのは難しいのかもしれませんが、より制度を理解してもらう意味でも、不安を解消してもらうにしても、ネットでQ&Aを出す。あるいは実務でも、運用されているかもしれませんが、「あなたがこういう状態だったら、こちらに行ってください。」というようなチェックシートを作ることで、例えば「これをチェックしてみてください。」、では「信金さんに相談してください。」というようなことをすれば、能動的にそこに行くかと思っています。もう一つ方法としては、デジタルビデオがすごくわかりやすかったです。説明はQ&Aで、アニメの方がわかりやすいと思いました。実務の実際の裁判所に来てからのオペレーションはQ&Aだし、ある程度ネットの部分でもそういう配慮をすることで最終的に本人にとって適切な、元々求めている権利擁護支援につながるのではと思いました。
- 災害が起きた時に、どこに相談したらいいかわからないという問題がよくあります。それを解決するために、ワンストップで対応する、つまり、何かわからないけれどここに行けば解決してくれるという窓口があれば、一番いいのではないかという話です。成年後見制度をみんなにわかってもらおうとするならば、裁判所の方からワンストップでユーザーに対して対応するような柔軟さが、もしできることがあれば非常にいいのではないかと思いました。

それから、先ほどの問題事例は、ひとつの事例で、他にも困難事例がたくさん

あると思います。それらを類型化して、「こういう事例は、こういう対応もある。」
ということを経験公開されるのがいいと感じました。

□ 裁判所として、正しい理解を得るために成年後見制度そのものの仕組みや内容の説明をどのようにしてわかりやすく伝えていくかということと、本人が置かれている状況で、本人のためにベストな権利擁護支援の在り方にどうつないでいくかという二つの切り口があります。これは、完全に切り離して考えられるものではなく、密接に関連する部分ではあります。本人のためにベストな権利擁護支援の在り方に本人をどうつないでいくのか、といったことで裁判所にできる手続案内の在り方といった観点で何か御意見がございませうか。

○ 成年後見制度について相談、あるいは申立てに來られた方に対する窓口における説明として、特に気をつけて説明していることを2点挙げていただいております。家族構成を確認すること、後見人の役割は本人の権利擁護であるということ、当然のことなわけですが、窓口において特に注意をして説明いただければありがたいと思います。実際に相談に家族や親族が來られる場合、目の前のテーマのために、場合によっては自分の利益のために來られる場合もあるのではないかと考えられます。ですから入口の段階で、後見人の役割は本人の権利擁護であるということを経験返し正確にお伝えいただくことが要かと考えております。

遺産相続の話合い等で判断能力が十分でないきょうだいのために後見制度を申し立てたほかのきょうだいと選任された後見人が対立してしまい、結果話が長引いてしまう、滞ってしまうというケースがございませう。申し立てたときは、自分たちのためという観点で申し立てをしたので、選ばれた後見人がいろいろな法律を踏まえて本人の権利擁護の立場で物を言うと話がトラブってしまいます。申し立ての前の段階でこの制度のしくみを本人以外の方がよく認識しておくことが大切ではないかと思ひます。

△ 実際に裁判所に來られた方に何をどう伝えるかということについては、何人かの方に貴重なアドバイスをいただきましたので、今後、今まで十分でなかったと

ころに活かしていきたいと思います。

また、第二期計画の中で、裁判所が監督機関、司法機関でありながら、ある意味で福祉行政の一部分に少し関わるような形で活動する余地がないかという極めて本質的な御指摘を頂戴しました。それができるのかどうかというのが大問題で、極めて微妙ないろいろな考慮要素の下で決定していかなければならないのですが、少なくとも今までのところは、あくまでも成年後見制度において本人を支えていくべき、本人の人生に伴走していく存在は、裁判所の外側にあるのではないか、という立場で運用してきました。ここについては、多様な意見があるところで、裁判所がどの程度まで踏み込んでいいのか基本的な見方を異にする有力な意見があることも承知しております。私たちがこれからどの範囲まで、本人をとりまく成年後見の現場にコミットしていくべきなのかについて、アドバイスを頂戴できましたらという気持ちがしております。

- 私は80代半ばの父をひきとって同居しているので、身につまされる話です。私なら困難事例になるだろうと思いました。支援を受けたい利用者は、成年後見制度がいいのか、日自がいいのか、自分はどうしたらいいのかわかりません。いろいろなところを回るのは大変なので、ワンストップで振り分けてくれる機関があればいいと思いました。

また、家庭裁判所に来た時に、何かチャートみたいなものがあった「こういうときはこうですよ。」という、言葉だけでやり取りするだけではなくて、書面になった物を提示いただいた方が、一般の方にとっても使い勝手が良いのではと思いました。

資料の中の相談窓口一覧を見ていたのですが、大阪市における相談窓口は、成年後見支援センター一か所だけなのですか。

- △ 大阪府が取りまとめてくださっている相談窓口一覧というのは、中核機関ができていない市町村とできていない市町村を区別せずに全て一覧にしております。大阪市にはいち早く中核機関が設置されており、それが成年後見支援センターにな

ります。一旦そこに御連絡いただくと、その方にとって最も適切な機関に振り分けていただくということになっております。

○ それならば、そこにまず相談に行きましょうという広報をされるのがいいと思いました。我々がよく利用する金融機関、小さなクリニックなどに広報があれば、こんなものがあるのだ、と目に届きやすいのではないかと思います。

△ この数年間に渡って、裁判所もできる限り各市町村に御協力して、それぞれの地域での中核機関の立ち上げを側面から支えてきました。この数年間ずっとそれが大阪家裁の後見センターの主要な業務のひとつでした。大阪市の中核機関のように非常に先進的で全国的に見てもかなり充実した中核機関がある反面で、他の地域では中核機関が十全な形で機能していないところもあります。予算の問題、人員の問題、いろいろな要素が絡み合っており、どこの地域でも御苦労されているところです。その意味では、裁判所も司法判断一辺倒で、あとの福祉行政の問題については、行政機関または発展途上の中核機関でなんとかしてくださいという立場ではおりません。中核機関に機動的に動いていただくために、側面的な支援、協力はこれからも続けていかなければなりませんし、中核機関が十全に機能するまでは、地域の支援機能の一部代替策として、大阪では専門職の弁護士、司法書士、社会福祉士の後見人候補者の層が厚いものですから、そういう方々に後見監督人という形でついていただいて、中核機関の働きが不十分なところは、後見監督人に支援を担っていただくという、「総合支援型後見監督人」などと申しますけれども、そのような試みも続けて良好な結果をいただいているところだと思います。まだまだ発展途上の中核機関の整備や機能の充実にできる限り協力しなければならぬものだと思っておりますので、今後とも努力を続けていきたいと思っております。

○ 問題事例のビデオを見ていた時に、家裁職員の方はこれは成年後見ではなく行政の方に行ってほしいなと思って一生懸命水を向けていて、来られている方は何か門前払いされている印象を受けていて、そういう意味で噛み合わないやりとり

が行われて、お互い不幸だと思って見ていました。そこに関連して、家裁の方がもう一歩進んで、直接、行政、福祉、医療と連携できないものかと思ってずっと見ていましたが、今日のお話を聞くと家裁の性質との問題もあってそれもなかなか難しい議論があるのかと思ってお聞きしていました。

検察庁の取組の一例として、再犯防止の話があります。例えば、高齢の方がお金が無くて犯罪に走ってしまった、障害をお持ちの方が障害に起因して犯罪に走ってしまったといった場合に、処罰するのではなく、起訴をしないで、行政、福祉、医療につないでいく、弁護士会と連携して弁護士につないでいく、あるいは法テラスにつないでいくということをやっております。それに当たっては、行政、医療、弁護士会等の方々と日常から連携を密にさせていただいております。我々だどどの機関とつないでよいか分からないという場合には、社会福祉士の方に御本人と面談していただいて「この方はこの制度を使うといいですよ。」といったアドバイスをいただき、関係機関につながっていくということをやっております。

裁判所と検察庁は司法と行政という違いがあるので、なかなか同じようにはいかないと思いますが、もう一歩つつこんだ内容ができたらうまくいくのにと 생각합니다。

□（委員長）

いろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございました。